



【海外規制情報】

韓国、健康機能を標榜する砂糖含有製品を摘発??

2024年2月5日、韓国食品医薬品安全処（MFDS）は、砂糖加工食品を健康機能食品と誤認させる不当広告に関する措置命令を発表しました。

今回、韓国 MFDS は、韓国国内でネット販売されている 280 品目の砂糖加工食品を対象に、韓国版トクホである「健康機能食品」と誤認・混同させる不当広告の有無について、点検を実施しました。その結果、食品の表示・広告に関する法律に違反した事例138件を摘発し、通販サイトの運営会社所在地の自治体に商品を取り下げるなどの行政処分を要請しました(図 1、表 1)。

図 1. 138 件の摘発された不当広告の内訳

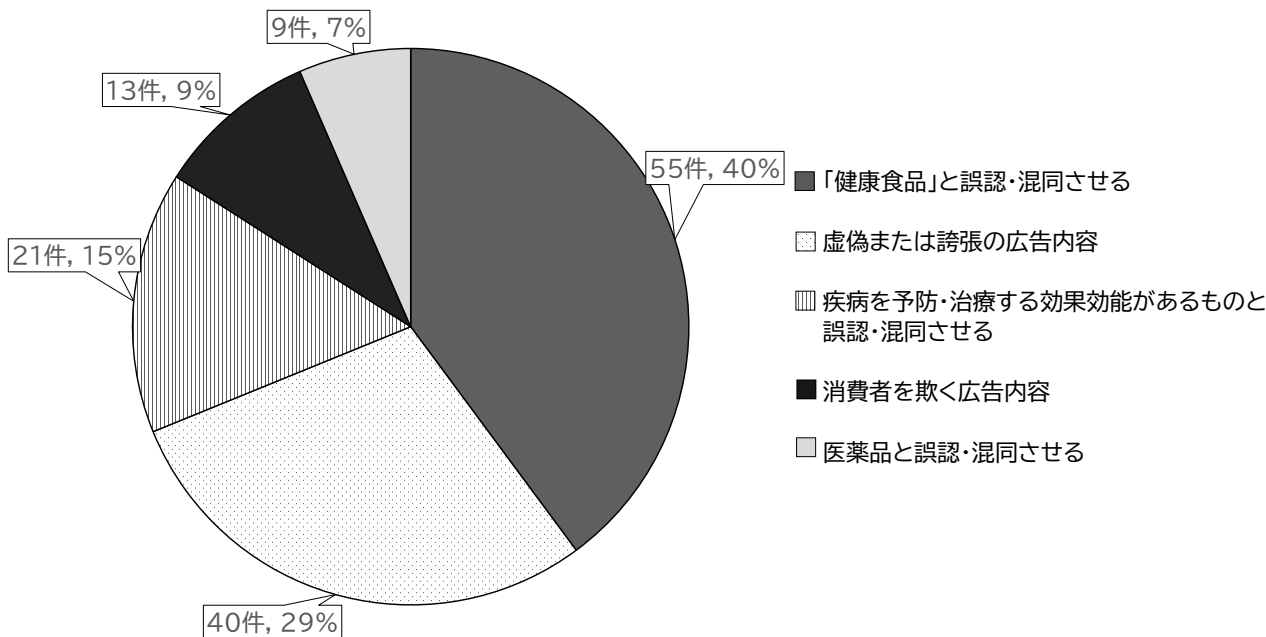


表 1. 不当広告の種別と事例

種別	事例
「健康機能食品」と誤認・混同させる	「疲労回復」、「抗酸化」、「血糖値調節」などの機能性を謳える
虚偽または誇張の広告内容	「血管の弾力性を高め、しなやかにする」、「低下した生体機能の回復」など、体の組織に対する効果効能を謳える
疾病を予防・治療する効果効能があるものと誤認・混同させる	「がん」、「糖尿病」に対する予防・治療効果を謳える
消費者を欺く広告内容(優良誤認)	「スーパーフード」など、明確に定義されておらず、科学的根拠が不十分な用語を使用する
医薬品と誤認・混同させる	「静脈注射」など医薬品と誤認させる表現を使用する

韓国における砂糖加工食品とは、食品の分類上、砂糖類、ブドウ糖、果糖、水飴、シロップ、オリゴ糖、蜂蜜などを主要原料として加工された食品を意味します。砂糖加工食品は、長年消費者に親しまれる食品です。しかし、近年、錠剤またはカプセル形状の砂糖加工食品が製造され、疲労回復などの健康機能を商品広告で標榜し、消費者がそれらの商品を「健康機能食品」と誤認することが多発しています。このような事情を踏まえ、消費者保護の観点から、韓国 MFDS は、今回の点検実施に至りました。

韓国 MFDS は、今回の点検結果を受け、一般食品を「健康機能食品」と誤認させる不当広告が多数掲載されているため、改めて消費者に「健康機能食品」のマークが表示されている商品を確認して購入するよう呼びかけしています。

日本においても、2023 年、数回にわたり、消費者庁は機能性表示食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為が認められたことから、該当企業に対して措置命令を行いました。ポストコロナ時代の 2024 年、成長が鈍化している日本と韓国両国の健康食品市場において、消費者から信頼を取り戻すことが急務であると考えられています。

参考資料

プレスリリース. 韓国食品医薬品安全処(MFDS). 2024 年 2 月

[https://www.mfds.go.kr/brd/m\\_99/view.do?seq=48025&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm seq 1=0&itm seq 2=0&multi itm seq=0&company cd=&company nm=&page=2](https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=48025&srchFr=&srchTo=&srchWord=&srchTp=&itm seq 1=0&itm seq 2=0&multi itm seq=0&company cd=&company nm=&page=2)

「農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業（食品規格等調査）調査報告書 大韓民国 栄養機能及び健康強調表示」. 農林水産省. 2020 年 10 月

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/shokuhin-kikaku/attach/pdf/asia-201.pdf>

